

平成 27 年

第 4 回市議会定例会 議案第 12 号

函館市国民健康保険条例の一部改正について

函館市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 27 年 12 月 2 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市国民健康保険条例の一部を改正する条例

函館市国民健康保険条例（昭和 44 年函館市条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 号中「ならびに氏名」を「，氏名ならびに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 5 項に規定する個人番号（以下「個人番号」という。）」に改める。

第 23 条第 2 項第 1 号中「及び住所」を「，住所および個人番号」に改め，同項第 2 号中「及び」を「および」に改める。

第 24 条第 2 項第 1 号中「及び住所」を「，住所および個人番号」に改め，同項第 2 号中「及び」を「および」に改める。

第 24 条の 2 第 1 項第 1 号中「および住所」を「，住所および個人番号」に改め，同項第 2 号中「氏名」を「氏名および個人番号」に改める。

附 則

この条例は，平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

( 提案理由 )

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い，保険料に関する申告事項および報告事項，保険料の徴収猶予および減免の申請書の記載事項ならびに特例対象被保険者等に係る届出事項に個人番号を加えるため